

---

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条

第3項の規定により、議会に意見を求める。

平成27年12月14日提出。白老町長。

推薦しようとする方ですが、住所、白老郡白老町末広町4丁目8番4号。氏名、加藤忠。生年月日、昭和14年4月18日生まれ76歳です。履歴は別紙のとおり裏面に載っております。履歴調書等の朗読は省略させていただきますが、推薦する加藤氏につきましては公職歴の4行目にあるように平成3年6月から人権擁護委員になりまして、8期24年6か月人権擁護委員としてご活躍をいただいているというところでございます。人権擁護委員候補者の推薦の運用基準では再任委員候補者は75歳未満のものとなっております。加藤氏におかれましてはアイヌ関連に関して要職を歴任し人権問題に深く関心をもたれていること、また健康面も問題ないということから札幌法務局人権擁護部長からも再任についてご了承をいただいておりますので、このたび継続で推薦しようとするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次にこの件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

諮問第1号については適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については適任という意見を付することに決定いたしました。

---

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第13、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条

第3項の規定により、議会に意見を求める。

平成27年12月14日提出。白老町長。

推薦しようとする方ですが、住所、白老郡白老町字竹浦198番地484。氏名、田中弘子。生年

月日、昭和30年9月22日生まれ60歳です。履歴は別紙のと通りの裏面に載っております。履歴調書等の朗読は省略させていただきますが、推薦する田中氏の経歴の5行目にありますように平成19年4月からこの人権擁護委員になりまして、3期9年人権擁護委員としてご活躍をいただいております。このたび継続で推薦しようとするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑のごぞいます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次にこの件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

諮問第2号については適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって 諮問第2号については適任という意見を付することに決定いたしました。